

川監委発第155号

令和元年11月28日

川越市長 川合善明様

川越市議会議長 三上喜久蔵様

川越市監査委員 牛窪佐千夫

同 石川隆二

同 山木綾子

同 大泉一夫

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 監査の対象

出資団体、指定管理者

公益財団法人川越市施設管理公社

所管部局

文化スポーツ部 文化芸術振興課、スポーツ振興課

1 組織

公益財団法人川越市施設管理公社の組織は、理事長、副理事長各1名、理事5名、監事2名の役員と、事務局長以下27名の職員及び2名の嘱託職員を置いている。

2 事業の概要

地域のコミュニティの育成並びに文化及びスポーツの振興を図るとともに、川越市内の公共施設の管理運営を受託し、有効かつ効率的な管理運営に努め、もって市民サービスの向上と住民福祉の増進に寄与することを目的として、次の事業を実施している。

- (1) 地域のコミュニティの育成に関する事業
- (2) 文化及びスポーツの振興に関する事業
- (3) 川越市内の公共施設の管理運営に関する事業
- (4) その他公社の目的を達成するために必要な事業

3 市との関係

公益財団法人川越市施設管理公社は、その設立に当たって川越市から5千万円の出資を受け、その後、平成4年6月8日に5千万円の出資を受けている。

また、川越市より指定管理者の指定を受け、川越市やまぶき会館、川越西文化会館及び川越南文化会館の文化施設3施設並びに川越市運動公園陸上競技場、総合体育館及びテニスコートの体育施設3施設の管理運営を行っている。

第2 監査の期間

令和元年9月3日から11月28日まで

第3 監査の方法

平成30年度及び令和元年度（4月から7月まで）の当該団体に係る出納及びその他の事務の執行が適正に行われているか否かを監査重点事項とし、事前に監査資料及び関係書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第4 監査を執行した監査委員

牛窪佐千夫、石川隆二、山木綾子、大泉一夫

第5 監査の結果

監査重点事項の指定管理業務に係る出納及びその他の事務については、関係法令、協定書等に従い、おおむね適正に執行されているものと認められた。

また、事業についても出資の目的に沿って執行されており、その運営状況についてもおおむね適正に執行されているものと認められた。

事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、講評等で述べたが、今後も適正な執行に努められるよう要望する。